［図３：老齢厚生年金の支給開始年齢］

※共済年金は男女関係なく引き上げ

生年月日（　）内は女性の場合	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳
1941 年 4 月 1 日以前 （1946 年 4 月 1 日以前）	報酬比例部分（老齢厚生年金） 定額部分（老齢厚生年金）					老齢厚生年金 老齢基礎年金
1941 年 4 月 2 日～1943 年 4 月 1 日 （1946 年 4 月 2 日～1948 年 4 月 1 日）	報酬比例部分 定額部分					老齢厚生年金 老齢基礎年金
1943 年 4 月 2 日～1945 年 4 月 1 日 （1948 年 4 月 2 日～1950 年 4 月 1 日）	報酬比例部分 定額部分					老齢厚生年金 老齢基礎年金
1945 年 4 月 2 日～1947 年 4 月 1 日 （1950 年 4 月 2 日～1952 年 4 月 1 日）	報酬比例部分 定額部分					老齢厚生年金 老齢基礎年金
1947 年 4 月 2 日～1949 年 4 月 1 日 （1952 年 4 月 2 日～1954 年 4 月 1 日）	報酬比例部分 定額					老齢厚生年金 老齢基礎年金
1949 年 4 月 2 日～1953 年 4 月 1 日 （1954 年 4 月 2 日～1958 年 4 月 1 日）	報酬比例部分					老齢厚生年金 老齢基礎年金
1953 年 4 月 2 日～1955 年 4 月 1 日 （1958 年 4 月 2 日～1960 年 4 月 1 日）		報酬比例部分				老齢厚生年金 老齢基礎年金
1955 年 4 月 2 日～1957 年 4 月 1 日 （1960 年 4 月 2 日～1962 年 4 月 1 日）			報酬比例部分			老齢厚生年金 老齢基礎年金
1957 年 4 月 2 日～1959 年 4 月 1 日 （1962 年 4 月 2 日～1964 年 4 月 1 日）				報酬比例		老齢厚生年金 老齢基礎年金
1959 年 4 月 2 日～1961 年 4 月 1 日 （1964 年 4 月 2 日～1966 年 4 月 1 日）					報酬	老齢厚生年金 老齢基礎年金
1961 年 4 月 2 日以降 （1966 年 4 月 2 日以降）						老齢厚生年金 老齢基礎年金

←　特別支給の老齢厚生年金　→←原則支給の老齢厚生年金→

★特別支給の老齢年金は、老齢基礎年金の受給資格を満たし、かつ１年以上厚生年金に加入している場合に支給される。

★特別支給の老齢年金に関しては、定額部分が支給されない限り加給年金額は加算されない。